$U_{令6}$＝0.00817
$U_{令7}$＝0.01226

［略］

$W_{令元}$＝0.02691
$W_{令2}$＝0.02757
$W_{令3}$＝0.01244
$W_{令4}$＝0.01676

［略］

$W_{令6}$＝0.01090
$W_{令7}$＝0.01635

X_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（防災対策事業（上水道事業に係るものに限る。また、国庫補助事業に係るもの限る。））の額（符号 X'_n に係るものを除く。また、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$Y_{令7}$＝0.01363

X'_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（防災対策事業（上水道事業に係るものに限る。また、地方単独事業に係るもの限る。））の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$Y'_{令7}$＝0.01908

Z　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA ＝0.00838

$Z2_n$　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和 5 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤、「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化

$U_{令6}$＝0.00817

［同左］

$W_{令元}$＝0.02694
$W_{令2}$＝0.01469
$W_{令3}$＝0.01247
$W_{令4}$＝0.00603

［同左］

$W_{令6}$＝0.01090

X　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y ＝0.00302

$X2_n$　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和 5 年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤又は「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化